

曾於市選挙管理委員会から

投票区再編のお知らせ

曾於市では、平成 27 年 3 月から市全域を対象とした投票区の再編を行いました。
平成 28 年 7 月には参議院議員通常選挙および鹿児島県知事選挙が執行される予定です。
有権者の方々にはご不便をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。
投票区は次の表のとおりです。

大隅地区の投票区は 16 ページです。

財部地区投票区		
投票区	投票所の名称	該当行政区名
第 1 投票所	財部中央公民館	【南俣】 南・城山・天子馬場・横馬場・東馬場・町・本町・ 畠中・阿那里・元阿那里・新田・杵比野・田代・ 中須・きらめきタウン・新正ヶ峯・新穂
		【北俣】 水ノ手・城ノ口・坂元・湯田・園田・仏性院・ 桜馬場・西村・鳥越・水ノ手住宅・坂元住宅・ 大丸住宅・たからべ園・下谷川内・谷川内・ 日光・板越・古井・古井一区・古井東・閉山 田・刈原田・平野・上平野・浦興禅寺・金丸・ 北俣住宅
		【下財部】 下正ヶ峯・西正ヶ峯・正ヶ峯・中正ヶ峯・上正ヶ 峯・中尾・新並木・葦原・上十文字・西十文字・ 下十文字・十文字一区・中十文字・十文字・正ヶ 峯住宅
第 2 投票所	財部南地区公民館	今別府・上今別府・畷ヶ山・通山・上泊ヶ山・ 泊ヶ山・馬立・上藤ヶ迫・須賀・小土野・大迫・ 片蓋・柿木・八ヶ代・荒川内・南方神社住宅・ 上村・棚木・元棚木・芝立・帯野・上帯野・ 中野・下中野・炭山谷
第 3 投票所	財部中谷小学校体育館	堤・踊橋・片平・大石・中谷・溝ノ口
第 4 投票所	七村自治公民館	七村・本切通・切通・飯野・川畑・西飯野
第 5 投票所	宇都公民館	田平・高山・沢田・宇都・川内・田平住宅・ 寿豊苑
第 6 投票所	北地区生活改善センター	粟谷・大良・桐原・高塚・下大川原・大川原・ 中大川原・上大川原・新大川原・吉ヶ谷・正 部・水ノ久保・下大峯・大峯・上大峯・谷ヶ峯・ 水ノ久保住宅・水ノ原

お問い合わせ先

曾於市選挙管理委員会

末吉地区 本庁 ☎ 0986-76-8801

大隅地区 大隅支所 ☎ 099-482-5921

財部地区 財部支所 ☎ 0986-72-0931



曾於市選挙管理委員会から投票区再編のお知らせ

末吉地区投票区

投票区	投票所の名称	該当行政区名
第7投票区	末吉中央公民館	寺田・下市・寺田西・寺田上・並松・森田・森田上・新町・堂之馬場・内門・上内門・向江東・向江中・向江西・向江南・掛上・掛上南・菅渡・菅渡東・菅渡中・菅渡西・菅渡上・菅渡住宅・上町・本町・仲町・荷原・麓・上麓・中道・新地・上新地・下新地・黒鳥・寿台・新高尾・田村・湯之尻・法楽寺・東法楽寺・南法楽寺・中法楽寺・慈光園・横尾・新菅渡・高尾台・京町・上新町
第8投票区	高岡小学校体育館	柿木東・高岡上・高岡下・平沢津・中岳・吉原・新田山・花房・柿木上・石之脇・屋敷寺
第9投票区	檉小学校体育館	三枝前・三枝後・広底・中園前・中園中・中園後・中園上・檉・檉上・陣之山・見帰・原村・寺山・仮屋・富田・南富田・久保・檉西留団地・柿木下一区・柿木下二区・柿木下三区・大路・坂元
第10投票区	南部地区青少年館	川内前・川内中・川内後・川内下・川内東・川内西・川内団地・野田・尾崎山・住吉・新住吉・鶴路・松尾・小中野・小中野後・清寿園・飛山・丸尾
第11投票区	岩北小学校体育館	大園・大園下・池山・梶井・梶井上・内堀・祝井谷・西祝井谷・飯塚・西飯塚・大沢津・有持上・有持下・虎丸
第12投票区	岩南地区研修センター	南大沢津・宮原・岩南・前田・道添・丸山上・丸山下・輪光無量寿園
第13投票区	諏訪小学校体育館	中原・六町下・六町東・六町西・六町北・六町南・六町上・六町前・西中野・宮之脇・西高松・谷野・蔵之町・南蔵之町・白毛・郷原・入佐・胡摩・村山・末吉学園・高之峯園・猪之川内・猪之川内東・和田・田方・田方西
第14投票区	光神地区研修センター	光神・新留・棚木・畷ヶ山・外園前・外園中・外園後・通山・五位塚・五位塚東・五位塚前・椿・口弁木
第15投票区	深川小学校体育館	徳留・種子田上・種子田・前川内・前川内西・原口・原口東・原口西・内村・坂下・友常・小倉
第16投票区	柳迫地区研修センター	国原東・国原西・後迫・中崎・柳迫・南柳井谷・下柳井谷・西柳井谷・元柳井谷・中柳井谷・後柳井谷・上柳井谷・蓑原・新原・鶴木・堂園・堂園上
第17投票区	北部地区青少年館	上之馬場・前田・前田下・深川西前・深川西後・深川南・深川東・深川北・迫下・迫・新武田・武田・寺園・宇都之上
第18投票区	東部地区青少年館	緩毛原・橋野西・橋野後・橋野堺・橋野前・橋野北・橋野中央・橋野東・橋野南・橋野坂之上・橋野宮脇・橋野下・橋野十字
第19投票区	西部地区研修センター	福留・新福留・東福留・西福留・新高松・町畑・東高松・中高松・前高松・下高松・愛郷住宅・轟木・池山上・池山中・上高松・高松

曾於市選挙管理委員会から投票区再編のお知らせ（続き）

大隅地区投票区

投票区	投票所の名称	該当行政区名
第 20 投票区	岩川地区農業構造改善センター	下森園・平原・西山・岩川本町（大黒町・上町・栄町・旭町・仲町・日之出町）飯田・東飯田・上岡別府・下岡別府・上諏訪・河原・中園・西中園・天神丘・上馬場・東馬場・別府・郷田・松田・森園・上森園・中森園・河原弥五郎・渡・土成・新城・吉井・元八幡・新原・沖上
第 21 投票区	大隅農村環境改善センター	浅井・菅牟田・新田場・入角・神掛・飛佐（全部）葛原・西葛原・花白・久木山・東久木山
第 22 投票区	大隅高齢者コミュニティセンター	八木塚・桂・東西桂・西笠木・東笠木・西鍋・東鍋・猫塚・馬渡・牧・柳井谷・川床・市吉・蕨谷
第 23 投票区	大隅北地区公民館	中之内榎木段・狩谷・上坂元・新坂元・中坂元・二重堀・段坂元・立馬・東坂元・坂元榎木段・東迫・梶ヶ野・折田・北・佐敷
第 24 投票区	大隅恒吉地区公民館	柳原・野町・麓・上長江・中長江・乙河内・下須田木・中須田木・上須田木・内山・大川原・川路山・清津野・神牟礼・紺垣・大路・中大谷（鍋山、菱ヶ迫）
第 25 投票区	大隅農産加工センター	桜ヶ丘・東桜ヶ丘・あけぼの・東旭ヶ丘・旭ヶ丘・竹山・南竹山・市柴・西竹山・太田尾・志柄・八合原・大久保・竹山園・おおすみ苑
第 26 投票区	大隅月野地区公民館	牧原・持留・上勢井・広津田・中村・縄瀬・久保崎・岩元・桑水流・藤ヶ峰・川久保・上岡・下岡・月野住宅・中野・中野住宅・松尾田・岡元・平木
第 27 投票区	大隅南地区農業構造改善センター	炭床・里脇・小松・宮ヶ原・小山・青松段・伊屋松・高松・十三迫・境迫・桑之迫・新留・大鳥・荒谷・大迫・上別府・南住宅会

特別障害者手当等の手当額変更のお知らせ

4月から特別障害者手当等の手当額が変わっています

手当の種類	平成 28 年 3 月まで（月額）	平成 28 年 4 月から（月額）
特別障害者手当	26,620 円	26,830 円
障害児福祉手当 経過的福祉手当	14,480 円	14,600 円

お問い合わせ先

財部支所 福祉事務所 社会福祉係 ☎ 0986-72-0936
 本 庁 介護福祉課 福 祉 係 ☎ 0986-76-8807
 大隅支所 保健福祉課 福 祉 係 ☎ 099-482-5925

¥ 曾於市の事業者の皆様へお知らせ

曾於市では、今年度から市内事業者の皆さんに利用して頂ける制度をご用意しました。ぜひご利用頂き、事業者の皆さんの発展にお役立てください。

① 曾於市 企業人材育成 補助金

中小企業者の行う人材育成にかかる経費を補助するものです。

対象事業者	市内で1年以上継続して事業を行う事業者
対象事業	生産性や技術力の向上生産管理や現場管理能力の向上による効率化、経営能力向上、マーケティング力強化、新規事業展開に必要な知識・技能・資格の習得などを目的とした研修会の開催または研修会への派遣となります。

補助額と補助率

対象事業費の**2分の1以内**で、1事業者あたりの上限額は**10万円**となります。
(1,000円未満切り捨て)



② 曾於市 雇用創出関連施設整備補助金

曾於市工業開発促進条例で指定する事業者が工場関連施設（上水道・井戸・排水施設等）を整備することで雇用の拡大が図られる場合にその費用を補助するものです。

対象事業者	曾於市工業開発促進条例で指定する事業者等
対象事業	工場関連施設（上水道・井戸・排水施設等）の整備事業（新設・移設・増設）

補助額と補助率

対象事業費の**3分の1以内**で、1工場につき1回限りとします。
(上限額 500万円)

雇用増加者数

3名以上（操業開始前後それぞれ180日以内の雇用増加数）



③ 曾於市地域雇用開発補助金

曾於市工業開発促進条例に該当しない個人または法人事業者が市内に新たに事業所を設置・整備し、併せて市内に居住する求職者等を雇い入れる場合に補助するものです

対象事業者	厚生労働省の実施する地域雇用開発奨励金の交付を受けた事業者
-------	-------------------------------

補助額と補助率

厚生労働省の実施する地域雇用開発奨励金の交付額の**2分の1**となります。
(1,000円未満切り捨て)



※ ①から③の制度または曾於市企業誘致成功報奨金の詳細については下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

曾於市役所本庁 企画課 企業誘致推進係
電話 ☎ 0986-76-8802 (直通) 代表 ☎ 0986-76-1111 (内線 1236)

¥ 定住促進のための新たな補助制度のお知らせ

4月から移住定住促進に向けた新たな補助制度が始まっています

空き家バンク登録住宅改修補助金

空き家の有効活用、市民の生活環境の向上、定住促進および地域経済の活性化を図るため、空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費用の一部を補助します。

◇補助対象建物

- ▶市内に存在する曾於市空き家バンク制度に登録された空き家
- ▶現に居住していないこと
- ▶入居予定者がいて、売買契約または賃貸契約が締結されたもの

◇補助対象者

- ▶補助を受けようとする改修工事について、市およびその他の制度による助成を受けていないこと
- ▶親族間（3親等内）の売買・賃貸でないこと
- ▶市税等を滞納していないこと
- ▶リフォーム後3年間は、空き家の転売や処分を行わないこと
- ▶今までにこの補助を受けていないこと

◇補助対象工事

- ▶市内に事業所を有し、かつ、市が認める改修工事の資格を有する業者が行う 20 万円以上の工事
 - ▶補助対象空き家の修繕、補修、改築、増築工事や壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等の工事、耐震性を確保するための工事等
- ※土地購入費用、電化製品、家具等の備品購入等に係る取付工事、外構工事は補助対象となりません。
- ※工事着手後の申請は補助対象となりません



◇補助金の額

- ▶補助対象経費の 30%（千円未満の端数は切り捨て）
- 最高 50 万円

市有地活用定住促進補助金

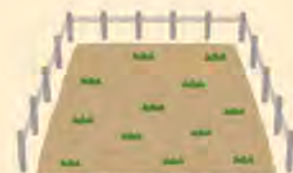
市有地の有効活用および定住人口の増加と地域の活性化を図るため、市の所有する土地を購入し住宅を建築する際に購入費用の一部を補助します。

◇補助対象者

- ▶平成 28 年 4 月 1 日以降に市が所有する宅地を購入し、市と土地譲渡契約を契約していること
- ▶土地譲渡契約後 1 年以内に住宅の所有権保存登記をしていること
- ▶購入した市有地に建設した住宅に現に居住していること
- ▶市税等を滞納していないこと

◇補助金の額

- ▶市外からの転入者（転入前又は転入後 1 年以内に市有地を購入）
 - ・土地取得価格の 10%（千円未満切り捨て）
 - ・最高 50 万円
- ▶市在住者
 - ・土地取得価格の 10%（千円未満切り捨て）
 - ・最高 30 万円



店舗新築・改修補助金

雇用の創出、商業後継者の育成および地域経済の活性化を図るため、店舗の新築および既存店舗の改築工事費の一部を補助します。

◇補助対象建物

- ▶市内で商業等の用に供する目的で建築された（建築する）店舗
- ▶店舗兼住宅の場合は、店舗部分のみ
- ▶使用予定者がいて、賃貸の場合は賃貸契約が締結された店舗

◇補助対象者

- ▶補助を受けようとする改修工事について、市およびその他の制度による助成を受けていないこと
- ▶市税等を滞納していないこと
- ▶新築・改築工事後3年間は、店舗の転売や処分を行わないこと
- ▶今までにこの補助を受けていないこと

◇補助対象工事

- ▶市内に事業所を有し、かつ、市が認める改修工事の資格を有する業者が行う20万円以上の工事
- ▶補助対象店舗の新築、修繕、補修、改築、増築工事、壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等の工事、耐震性を確保するための工事等
- ※土地購入費用、機械・工具等備品の購入費等は補助対象となりません
- ※工事着手後の申請は補助対象となりません



◇補助金の額

- ▶補助対象経費の30%（千円未満の端数は切り捨て）
- 最高50万円

また28年度も引き続き、次の補助金は継続します。

- 危険廃屋解体撤去補助金
- 住宅リフォーム促進補助金
- 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

補助金の詳しい申請方法・必要な書類等については次の問い合わせ先までご連絡ください

お問い合わせ先

曾於市役所本庁 企画課 定住推進係 電話 ☎0986-76-8802（直通）

広告

JAバンク給与振込キャンペーン 2016

キャンペーン期間 平成28年2月1日(月)～平成28年5月31日(火)

JAで給与振込口座を新たにご指定いただくと、鹿児島県内で先着1,600名様に



松下 奈緒 JAバンクオリジナルQUOカード

5,000円分をプレゼント！！

詳しくは、お近くのJA各支所の貯金窓口までお問合せ下さい。

※JAバンクのキャッシュカードなら、全国のJAバンクATMで入金取引を終日無料でご利用いただけます。



JAそお鹿児島

本所 099-482-6812 大隅支所 099-482-6811
財部支所 0986-72-3114 末吉支所 0986-76-7702